

# お知らせ

2024年2月27日  
東北電力株式会社

## 女川原子力発電所2号機における使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る 事前協議申し入れについて

当社は、本日、女川原子力発電所2号機における使用済燃料乾式貯蔵施設の設置について、宮城県ならびに女川町、石巻市に対し「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（安全協定）」第12条\*に基づく事前協議の申し入れを行いました。

使用済燃料乾式貯蔵施設は、「使用済燃料乾式貯蔵建屋」と「使用済燃料乾式貯蔵容器」で構成され、女川原子力発電所2号機の使用済燃料プールで十分に冷却された使用済燃料を、堅牢な金属製の乾式貯蔵容器に収納し、乾式貯蔵建屋で空気の自然対流により冷却する施設です。

女川原子力発電所2号機は2024年9月頃の再稼働を想定しており、これに伴い、女川原子力発電所2号機の使用済燃料プールが、再稼働から4年程度で貯蔵容量の上限に達することから、使用済燃料を女川原子力発電所から搬出するまでの間、発電所の敷地内で一時的に貯蔵する施設として、今般、新たに乾式貯蔵建屋を2棟設置することとしたものです。

なお、1棟目は「2028年3月」、2棟目は「2032年6月」の運用開始を予定しております。

原子力規制委員会に対する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）」に基づく「原子炉設置変更許可申請」は、2024年2月28日に行う予定としております。

当社といたしましては、今後の原子力規制委員会の審査に適切に対応していくとともに、地域の皆さまからご理解をいただけるよう、分かりやすく丁寧な情報発信に努めてまいります。

以上

### ※ 安全協定第12条

乙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等を新增設しようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲に協議し、了解を得るものとする。

（甲：宮城県及び女川町・石巻市、乙：東北電力株式会社）

（別紙）女川原子力発電所2号機における使用済燃料乾式貯蔵施設の概要について